

○三重県子ども条例改正案の最終案(暫定版) 新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="258 409 609 448">三重県子ども基本条例</p> <p data-bbox="258 507 506 546">※前文は検討中</p> <p data-bbox="531 1754 730 1792" style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p data-bbox="226 1852 327 1890">(目的)</p> <p data-bbox="226 1902 1039 2436">第一条 この条例は、<u>児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。</u></p> <p data-bbox="226 2502 327 2540">(定義)</p> <p data-bbox="226 2552 1039 2736">第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 十八歳未満の者及び十八歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認めら</p>	<p data-bbox="1096 409 1377 448">三重県子ども条例</p> <p data-bbox="1062 507 1879 893">子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。</p> <p data-bbox="1062 905 1879 1439">全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。そのために、人と人との強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。</p> <p data-bbox="1062 1451 1879 1688">私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。</p> <p data-bbox="1062 1852 1163 1890">(目的)</p> <p data-bbox="1062 1902 1879 2243">第一条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="1062 2502 1163 2540">(定義)</p> <p data-bbox="1062 2552 1879 2736">第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 十八歳未満の者をいう。 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の</p>

改正案	現行
<p>れる者をいう。</p> <p>二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。</p> <p>三 学校等関係者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設の関係者(設置者、管理者、教員及び職員をいう。)をいう。</p> <p>四 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。</p> <p>五 子ども・子育て支援団体 子どもや子育て家庭に対する支援を行う民間の団体をいう。</p>	<p>者で子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>三 学校関係者等 教育、福祉その他子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第三条 <u>全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</u></p> <p>一 <u>子どもは生まれながらに一つ的人格として権利を有し尊重されるべきものであり、いかなる理由による差別も受けることがないこと。</u></p> <p>二 <u>子どもの命や健康が守られ、健やかに成長及び発達することができること。</u></p> <p>三 <u>子どもが自分に直接関係のあることに意見を表明することができるとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画することができること。</u></p> <p>四 <u>子どもは、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。</u></p>	<p>(基本理念)</p> <p>第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 子どもを権利の主体として尊重すること。</p> <p>二 子どもの最善の利益を尊重すること。</p> <p>三 子どもの力を信頼すること。</p>
<p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、<u>子どもに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</u></p> <p>2 県は、<u>子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を考慮するため、当該施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>3 県は、<u>子どもに関する施策の実施に当たっては、市町と連携するとともに、市町が行う子どもに関する施策に協力するものとする。</u></p> <p>4 県は、<u>保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。</u></p> <p>5 県は、<u>第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。</u></p>	<p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、<u>子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</u></p> <p>2 県は、<u>前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。</u></p> <p>3 県は、<u>第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>(保護者の役割)</p> <p>第五条 保護者は、基本理念にのっとり、<u>子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県や市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもの権利を守り、子どもが安心して過ごし、力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(保護者の役割)</p> <p>第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。</p>
<p>(学校等関係者の役割)</p> <p>第六条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 <u>学校等関係者は、子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>学校等関係者は、子どもが子どもの権利について学び、意見を表明することができるよう支援するとともに、その年齢及び発達に応じて、子どもの意見を十分に尊重し、その最善の利益を優先して考慮するものとする。</u></p>	<p>(学校関係者等の役割)</p> <p>第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。</p>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第七条 事業者は、基本理念にのっとり、<u>その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。</p>
<p>(子ども・子育て支援団体の役割)</p> <p>第八条 <u>子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子どもや子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(県民等の役割)</p> <p>第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによつて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。</p>
<p>(県民の役割)</p> <p>第九条 県民は、基本理念にのっとり、<u>子どもに関する施策について関心と理解を深めるとともに、子どもに関する施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>	
<p>(市町の役割)</p> <p>第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。</p>	<p>(市町の役割)</p> <p>第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。</p>
<p>(連携及び協働)</p> <p>第十条 保護者、<u>学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働する</u></p>	<p>(連携及び協働)</p> <p>第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び</p>

改正案	現行
<p>よう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第二章 基本的施策</u></p> <p>(<u>子どもの安全・安心の確保</u>) <u>第十一条 県は、虐待、いじめ等の権利侵害(ソーシャルネットワークサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。)から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。</u></p> <p><u>2 県は、子どもの権利が侵害された場合に子どもの最善の利益を優先して考慮し、救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(<u>子どもの権利について学ぶ機会の提供</u>) <u>第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。</u></p> <p>(<u>子どもの育ちへの支援</u>) <u>第十三条 県は、生まれ育った環境等に関わらず、全ての子どもが自分らしく健やかに育つことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。</u></p> <p><u>一 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援</u></p> <p><u>二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援</u></p> <p><u>三 子どもの多様な学び、遊び、自然体験をはじめとした体験活動等の機会の提供</u></p> <p><u>四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくり</u></p> <p><u>2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設及び里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援や配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障されるよう必要な支援に努めるものとする。</u></p> <p>(<u>子どもの意見表明及び社会参画の促進</u>) <u>第十四条 県は、子どもに関する施策について、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>2 県は、前項の規定による意見の表明に当たっては、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、その年</u></p>	<p>協働するよう努めるものとする。</p> <p>(<u>施策の基本となる事項</u>) <u>第十一条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。</u></p> <p><u>一 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。</u></p> <p><u>二 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。</u></p> <p><u>三 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。</u></p> <p><u>四 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。</u></p>

改正案	現行
<p><u>年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>(子育て家庭への支援) 第十五条 県は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の多面的な支援に努めるものとする。</p> <p>(人材の育成及び環境の整備) 第十六条 県は、子ども及び子育て家庭を支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民が行う活動並びに市町が行う子どもに関する施策の促進を図られるよう、環境の整備を行うものとする。</p> <p>(相談への対応) 第十七条 県は、子ども及び子育て家庭からの相談に対応する窓口(ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを活用したものを含む。)を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第三章 施策の総合的・計画的な推進</u></p> <p>(計画の策定) 第十八条 県は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。 2 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 3 計画は、こども基本法(令和4年法律第 77 号)第十条第一項の都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。 4 知事は、計画を定め、又は当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。</p> <p>(子どもの視点に立った情報の提供) 第十九条 県は、子どもに関する施策について、子どもが情報に触れたり、理解を深めたりすることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。</p> <p>(広報及び啓発) 第二十条 県は、子どもに関する施策について、県民の関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発</p>	<p>(相談への対応) 第十二条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。</p> <p>(広報及び啓発) 第十三条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育</p>

改正案	現行
<p>を行うものとする。</p> <p>(調査) 第二十一条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う<u>子どもに関する施策の推進に必要な事項を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。</u></p> <p>(年次報告) 第二十二条 知事は、毎年、<u>計画に基づく子どもに関する施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、子どもに関する施策への反映に努めるものとする。</u></p>	<p>ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。</p> <p>(調査) 第十四条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う<u>施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。</u></p> <p>(年次報告) 第十五条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う<u>施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。</u></p>